

○草加市振興計画審議会条例

昭和41年10月7日

条例第34号

改正 昭和45年3月31日条例第11号

昭和46年10月1日条例第37号

昭和53年3月31日条例第1号

平成2年12月28日条例第23号

平成11年12月22日条例第27号

(設置)

第1条 総合振興計画を策定するため、草加市振興計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合振興計画の策定に関し必要な事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市内の公共的団体等の役員及び職員

(2) 知識経験を有する者

(3) 市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を掌理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、所掌事項に関し必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和45年条例第11号)

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則 (昭和46年条例第37号)

この条例は、昭和46年10月15日から施行する。

附 則 (昭和53年条例第1号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和53年5月1日から施行する。

附 則 (平成2年条例第23号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年条例第27号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 次に掲げる規定は、任期満了により施行日以後に委嘱され、又は任命される委員から適用する。

(1) 略

(2) 第5条の規定による改正後の草加市振興計画審議会条例の規定